

資料提供

令和6年9月24日
課名 建設産業課
担当者名 田中
内線電話 3822
直通電話 082-513-3822

建設業者に対する監督処分について

次のとおり、令和6年9月24日に、建設業法に基づく監督処分を行いました。

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	浜本電気工事株式会社	代表者氏名	浜本 正治
主たる営業所の所在地	広島市南区東雲本町2-7-26		
許可番号	広島県知事許可(般-4)第2433号		
許可を受けている建設業の種類	電気工事業		

2 処分に関する事項

処分年月日	令和6年9月24日	処分を行った者	広島県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第2号該当)		
処分の内容	建設業法第28条第1項に基づく指示 1 今回の違反行為の再発を防止するために必要な措置を講じるとともに、建設業法を遵守すること 2 上記により講じた措置について、速やかに文書をもって報告すること。		
処分の原因となった事実	主任技術者の専任義務違反 浜本電気工事株式会社は、広島市発注工事の専任が求められる主任技術者を国(広島刑務所)発注工事の主任技術者として令和4年8月1日から令和5年3月20日まで重複させていた。 このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。		
その他参考となる事項			